

# 謄本

一般社団法人 I SHI NOMAKI 2. 0 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 I SHI NOMAKI 2. 0 と称する。

2 当法人の名称の英文における表示は Association ISHINOMAKI 2.0 とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所におく事ができる。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災からの復興に向けたまちづくり活動を行い、震災前以上に魅力的な価値の提案、創造を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちに開かれたイベントの実施
- (2) まちづくりに関する情報の収集と提供
- (3) まちづくりに関する意見の表明および発信
- (4) まちの魅力を高める商品の開発および販売
- (5) まちづくりに関するコンサルティング
- (6) まちづくり施設の企画と運営
- (7) 雑誌の発行
- (8) 当法人の趣旨に賛同する諸団体との連携
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に額を定める経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該社員を除名する事ができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れる事はできない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の構成)

第15条 社員総会は、すべての社員で構成する。

(招集)

第16条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会が社員総会を招集する。

(決議の方法)

第17条 ~~社員総会~~の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(社員総会の権限)

第20条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 残余財産の帰属先
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

- 2 出席した理事及び監事の中から二名以上の議事録署名人を選出する。
- 3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

(代理人)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。

#### 第4章 役員等

(役員の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- 理事 3名以上
- 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、理事及び監事の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般法人法という）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部理事及び監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金壱百万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事の中から二名以上の議事録署名人を選出する。

3 代表理事及び議事録署名人は、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から（翌年）1月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第42条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しなければならない。

(1)事業報告書及びその付属明細書

(2)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。  
3 貸借対照表及び損益計算書については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剩余金の分配の禁止)

第43条 当法人は剩余金を分配することができない。

#### 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 本定款は社員総会の特別決議をもって変更する事ができる。

(解散)

第45条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、類似事業を目的とする公益社団法人・一般社団法人・公益財団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第9章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年1月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第48条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 阿部久利  
設立時理事 芦沢啓治  
設立時理事 飯田昭雄  
設立時理事 西田司  
設立時理事 真野洋介  
設立時理事 小泉瑛一  
設立時理事 古山隆幸  
設立時理事 千葉隆博  
設立時理事 天野美紀  
設立時理事 阿部睦美  
設立時代表理事 松村豪太  
設立時監事 梅田綾

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

阿部久利

宮城県石巻市中央二丁目7番23号

松村豪太

宮城県石巻市中里五丁目9番5号

芦沢啓治

東京都北区志茂五丁目39番9号

飯田昭雄

東京都目黒区目黒本町3丁目16番2-305号 エルカスティージョ ムサシ

西田司

神奈川県横浜市西区平沼一丁目40番9-1018号

真野洋介

東京都豊島区高田2丁目18番地12 401号

小泉瑛一

宮城県石巻市泉町二丁目9番10号

古山隆幸

埼玉県三郷市早稲田7丁目37番地46

千葉隆博

宮城県石巻市中央一丁目4番17号

梅田綾

神奈川県横浜市旭区柏町24番地32

天野美紀

東京都大田区大森西三丁目21番4号大森ロッヂE03

阿部睦美

神奈川県横浜市旭区川井本町97番地26

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 ISHINOMAKI2.0 の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に署名押印する。

平成24年2月10日

設立時社員 阿部 久利



設立時社員 松村 豪太



設立時社員 芦沢 啓治



設立時社員 飯田 昭雄



設立時社員 古田 司



設立時社員 真野 洋介



設立時社員 小泉 瑛一



設立時社員 古山 隆幸



設立時社員 千葉 隆博



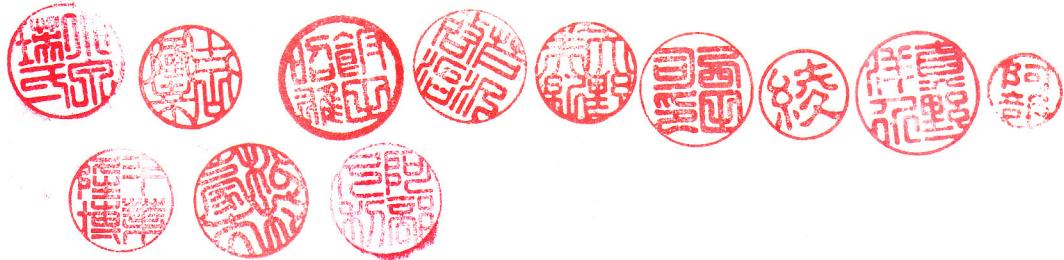
設立時社員 梅田 綾



設立時社員 天野 美紀



設立時社員 阿部 睦美





平成 24 年登簿第 9 号

認 証

この定款の設立時社員である阿部久利外 11 名の代理人でありかつ設立時社員である松村豪太は、本職の面前で、全設立時社員が各自の記名捺印を自認する旨を陳述した。――――――――――――――――――――

よってこれを認証する。――――――――――――――――――

平成 24 年 2 月 13 日日本職役場において

宮城県石巻市鋳銭場 5 番 9 号

仙台法務局所属

公 証 人 篠 原 瞳 団

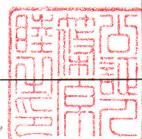
この謄本は平成 24 年 2 月 13 日日本職役場において原本に基づき作成した。――――――――――――――――

宮城県石巻市鋳銭場 5 番 9 号

仙台法務局所属

公 証 人

篠原瞳



公 証 人 役 場